

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年6月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金制度が発足し、国民全員に加入が義務付けられたことをA県B町の公民館で開かれた説明会で聞いて、夫婦で話し合っただけで老後に備えて早速加入手続をした。保険料の納付については集金に来てくれるとのことであった。

C県への転居に伴い、当時の納付を示すものは整理してしまったので何も残っていないが、確かに納付していた。当初、申立期間を含む4年余りが未納であるとされていたが、調査の結果、うち1年間については納付済みに訂正されたりしたので、ますます記録が信じられなくなった。

申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和41年5月ごろ国民年金被保険者資格取得手続を行ったものと推定でき、この時点で現年度であった昭和41年度以降の国民年金加入期間の国民年金保険料について未納は無く、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、上記国民年金被保険者資格取得手続時点で時効前であった昭和39年4月から41年3月までの2年間の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間①と②の間の昭和39年7月から同年12月までの6か月分の保険料について、41年10月及び同年12月の2回で、3か月分ずつ過年度納付したことが、社会保険庁の記録により確認できる上、上記国民年金被保険者資格取得手続の時期から、40年4月から41年3月までの保険料

についても過年度納付されたものとみることができ、申立人は国民年金被保険者資格取得手続後、納付可能な未納期間について段階的に保険料の納付を行っていたことがうかがわれる。

加えて、申立人の昭和40年4月から41年3月までの保険料は長く未納とされていたが、これが誤りであったとして、平成20年10月に納付済みに記録が訂正されており、申立人に係る年金記録が適切に管理されていなかったこともうかがわれる。

これらのことから、昭和41年5月ごろ行われたとみられる国民年金被保険者資格取得手続時において過年度納付が可能であった39年4月から同年6月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の保険料についても納付されていたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、当時、申立人が居住していたB町及び申立人が一緒に国民年金制度発足時の説明会に行ったとする友人に対して聴取を行ったものの、申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行うきっかけとなったとする同説明会の開催状況を確認することはできなかったほか、申立人自身も同説明会后、国民年金被保険者資格取得手続をどのように行ったかについては記憶が無いとしている。

その上、申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行ったことが推定される昭和41年5月ごろに払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらないことから、36年4月から39年3月までの期間については、41年5月の手続時までは未加入とされていたとみられるほか、同手続の時点では既に時効であったため、この期間の保険料をさかのぼって納付することもできなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの期間及び40年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年6月まで
② 昭和40年1月から41年3月まで

国民年金制度が発足し、国民全員に加入が義務付けられたことをA県B町の公民館で開かれた説明会で聞いて、夫婦で話し合っただけで老後に備えて早速加入手続をした。保険料の納付については集金に来てくれるとのことであった。

C県への転居に伴い、当時の納付を示すものは整理してしまったので何も残っていないが、確かに納付していた。当初、申立期間を含む4年余りが未納であるとされていたが、調査の結果、うち1年間については納付済みに訂正されたりしたので、ますます記録が信じられなくなった。

また、夫婦分一緒に保険料を納付してきたのに、私が納付済みとして訂正された1年間(昭和40年4月から41年3月まで)が夫(申立人)については未納とされている。

申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和41年5月ごろ国民年金被保険者資格取得手続を行ったものと推定でき、この時点で現年度であった昭和41年度以降の国民年金加入期間の国民年金保険料について未納は無く、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は上記国民年金被保険者資格取得手続時点で時効前であった昭和39年4月から41年3月までの2年間の保険料を過年度納付することが可能

であった。

さらに、申立人は、申立期間①と②の間の昭和39年7月から同年12月までの6か月分の国民年金保険料について、41年10月及び同年12月の2回で、3か月分ずつ過年度納付したことが、社会保険庁の記録により確認できる上、申立人の妻の40年4月から41年3月までの保険料についても上記国民年金被保険者資格取得手続の時期から、過年度納付されたものとみることができ、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、国民年金被保険者資格取得手続後、納付可能な未納期間について段階的に保険料の納付を行っていたことがうかがわれる。

加えて、申立人夫婦の保険料の納付については、確認できる限り、夫婦同時に行われていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の妻の昭和40年4月から41年3月までの保険料は長く未納とされていたが、これが誤りであったとして、平成20年10月に納付済みに記録が訂正されており、申立人に係る年金記録についても適切に管理されていなかった可能性も否定できない。

これらのことから、申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間については、妻が納付済みとされているのに、申立人のみ未納とされているのは不自然であり、同年5月ごろ行われたとみられる国民年金被保険者資格取得手続時において過年度納付が可能であった39年4月から同年6月までの期間及び40年1月から41年3月までの期間の保険料についても納付されていたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、当時、申立人が居住していたB町及び申立人の妻と一緒に国民年金制度発足時の説明会に行ったとする申立人の妻の友人に対して聴取を行ったものの、申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行うきっかけとなったとする同説明会の開催状況を確認することはできなかったほか、申立人の妻自身も同説明会后、国民年金被保険者資格取得手続をどのように行ったかについては記憶が無いとしている。

その上、申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行ったことが推定される昭和41年5月ごろに払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらないことから、36年4月から39年3月までの期間については、41年5月の手続時までは未加入とされていたとみられるほか、同手続の時点では既に時効であったため、この期間の保険料をさかのぼって納付することもできなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの期間及び40年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年4月まで

私は、A社に住み込みで働いていた。20歳になった時に店主に国民年金加入を勧められた。加入手続は、店主に行ってもらった。保険料は毎月の給料から差し引かれて、従業員分をまとめて店主が納付していた。同社に勤務していた期間で同じ方法で納付していた昭和36年7月から37年6月までの期間は納付済みになっているにもかかわらず、申立期間のみが未納とされているのは納得できない。申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとするA社の店主は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況は不明である。しかし、申立人は、同社には昭和33年5月からB社に入社する直前の38年4月まで勤務していたとしており、このA社に勤務していたとする期間のうち、国民年金加入期間とされている36年7月から37年6月までの期間は納付済みになっていることから、当該期間の保険料は同社の店主が納付していたものと推認でき、同様に、同社に勤務していた申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年1月8日に払い出されており、申立人が一緒にA社に住み込みで勤務していたとする同僚及び店主の長男（現在の店主）の国民年金手帳記号番号払出日は申立人と同日であり、この同僚及び店主の長男（現在の店主）ともに申立期間は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年3月まで

時期は不明であるが、夫婦二人に係る国民年金加入手続を私が区役所で行った。納付を示す書類等は残っておらず、記憶も明確ではないが、未納期間ができない点に特に留意して、加入当初から国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人は申立期間以外の国民年加入期間について保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年6月8日に夫婦連番で払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、納付意識の高かった申立人が、申立期間について保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年3月まで

時期は不明であるが、夫婦二人に係る国民年金加入手続を夫が区役所で行った。納付を示す書類等は残っておらず、記憶も明確ではないが、未納期間ができない点に特に留意して、加入当初から国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人は申立期間以外の国民年加入期間について保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年6月8日に夫婦連番で払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、納付意識の高かった申立人が、申立期間について保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

昭和39年ごろ、住み込みで働いていた個人商店の事業主が、私の国民年金の加入手続を行い、私の給料から保険料を差し引いて納付してくれていた。婚姻後は、私が集金人に未納が無いよう保険料を納付していたが「ねんきん特別便」で申立期間が未納とされていることを知った。社会保険事務所で確認したところ、申立期間は任意加入対象期間で資格が無いとの説明を受け、1,800円が還付されることになった。私の国民年金手帳には検認印があり、納付していたことは事実なので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の申立期間の欄には検認印が押されており、保険料が納付されていたことが確認できるが、社会保険庁では、当該期間は無資格期間であるとして、平成21年1月に、当該期間の保険料1,800円を還付決議（申立人未受領）している。この点については、社会保険庁のオンライン記録及び被保険者台帳（マイクロフィルム）では共に、申立人は、昭和43年4月に資格を喪失し、44年1月に再取得したことが記録されており、資格記録上、申立期間は無資格である。

しかし、申立人は、申立期間当時に国民年金の資格得喪の手続を行った記憶は無いとしており、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立人の資格喪失は昭和56年1月の記載のみで、申立期間の資格得喪の記載は無い。このことから、申立期間の資格得喪の記録は、申立期間当時に申立人が手続したことによるものではなく、同年1月の資格喪失手続の際に、追加処理により記録されたものと考えられる。

また、申立人は、昭和43年4月に厚生年金保険被保険者であるその夫と婚

姻し、強制加入被保険者の資格を喪失とされているが、それまで強制加入であった被保険者が任意加入の対象となった場合の資格取得について定めた旧国民年金法附則第6条の2は「その者が資格を喪失するに至らなかったならば、納付すべき保険料を、その該当するに至った月後における最初の四月末日までに納付したときは任意加入の申出をしたものとみなす。」と定めている。

これについて、申立人の納付状況を見ると、申立期間を含む昭和43年度の国民年金保険料を昭和44年3月10日に一括納付していることから、同条の規定により、申立期間は任意加入の申出があったものとみなす期間であり、被保険者であったと認められることから、保険料を還付することなく、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は国民年金制度が始まったころから国民年金に加入し、以後未納無く保険料を納付してきた。申立期間の保険料について、国民年金手帳には「納付書による納付」とのゴム印が押されているにもかかわらず納付した記録が無いことには納得できず、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和38年7月ごろに行われたと推認され、その時点では、申立期間を含む36年4月から38年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料は60歳に到達するまですべて納付しており、しかも、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和47年度から58年度までの保険料がすべて現年度納付されたことが確認できるなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄には「納付書による納付」とゴム印により記入されており、このことから、少なくとも、36年度及び37年度の保険料の過年度納付書が発行されていたことは明らかである。申立人は、このうち37年度の保険料を過年度納付したことを示す領収書を所持しており、申立人が、過年度納付書を受領した期間のうち同年度の保険料のみを納付し、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から59年3月まで
② 昭和59年7月から61年3月まで
③ 昭和62年4月から平成元年3月まで

国民年金保険料は、いつも夫婦一緒に納付していた。昭和58年度から60年度までの保険料については、前もって役場へ行き、どれだけ納付したらいいか金額を聞き、銀行へ行って定期預金を引き出し、役場で納付した記憶がある。いつ行ったか、いくら納付したかは覚えていないが、確かに納付した記憶はあるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度発足当初から申立期間①の直前の昭和57年12月までの保険料をすべて納付している上、A町が保管する申立人の被保険者名簿及び社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、43年4月から57年12月までの保険料はすべて現年度納付されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の各期間について、A町が発行した納付書及び社会保険庁が発行した過年度納付書を所持している。この内容をみると、その大部分は領収印が無い上、金融機関保管用の部分が切り離されていないなど、使用された形跡の無いものである。しかし、申立期間①のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料の過年度納付書については、納付した者が所持する部分（納付書・領収証書）のみが残され、金融機関、社会保険事務所保管用の部分は切り離されたもので、使用された形跡が認められる。

さらに、上記の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付書・領収証書は、その記載内容から、行政機関が真正に作成し申立人に交付した納付書の一部であると認められ、申立人は、当該納付書により保険料を納付したと考えるのが妥当である。

- 2 申立人の夫は、申立期間①のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を昭和 62 年度に追納しており、申立期間③の保険料を、62 年度及び 63 年度に現年度納付している。申立人は、その夫と一緒に保険料を納付したとしていることから、申立人がこれら期間の保険料を納付したとすると、62 年度及び 63 年度に納付したことになる。

しかし、申立人の夫は、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年 8 月に納付しているのに対して、申立人には、62 年 1 月に A 町から 61 年 7 月から同年 12 月までの保険料の納付を促す「国民年金未納保険料のお知らせ」が送付されている。しかも、昭和 62 年度に、61 年 7 月から 62 年 3 月までの保険料の過年度納付書が送付されているなど、61 年 7 月以降については、夫婦と一緒に保険料を納付していた状況はみられない。このため、申立期間①のうち、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、申立期間②及び③の保険料を申立人の夫が納付していることをもって、申立人も納付していたと推認することはできない。

また、申立人は、昭和 58 年度から 62 年度までの国民年金保険料額を記載したメモを所持している。しかし、当該メモには、納付済みと記録されている 61 年度分を除き各年度の前納保険料額が記載されており、申立人の夫が納付した追納及び現年度納付の定額保険料額とは相違している。このため、当該メモを所持していることをもって申立人がその夫と同様に保険料を納付していたと推認することもできない。

さらに、申立人が提出した納付書及びメモ以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、昭和40年5月から41年7月までの期間に係る標準報酬月額記録については、40年5月及び同年6月は1万6,000円、同年7月は1万4,000円、同年8月は1万6,000円、同年9月から41年3月までは1万4,000円、同年4月から同年7月までは1万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月中旬から同年5月1日まで
② 昭和40年4月から41年8月まで
③ 昭和41年8月31日から同年9月1日まで
④ 昭和41年9月から98か月間のうちの1か月

私は、A社B支店に昭和40年4月中旬に入社し、41年8月31日まで勤務していたが、40年4月の厚生年金保険被保険者記録が無く、41年8月の給与明細書では保険料が控除されているにもかかわらず、同年8月の被保険者記録が無い。また、同社B支店の全勤務期間を通じて、給与明細書から控除されている厚生年金保険料が多いように思うので調べてほしい。

また、C社についても、給与明細書では、昭和41年9月から49年10月までの全勤務期間98か月について、厚生年金保険料が給与から控除されているのに、厚生年金保険被保険者記録では97か月しか無いので、納得がいかない。

厚生年金保険料が控除されていた98か月すべてについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人は申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、昭和40年5月及び同年6月は1万6,000円、同年7月は1万4,000円、同年8月は1万6,000円、同年9月から41年3月までは1万4,000円、同年4月から同年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和40年5月から41年7月までの期間について一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、雇用保険の記録及び申立人の提出した給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月の給与明細書において確認できる報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①については、申立人から提出されたA社B支店の給与明細書(昭和40年4月から41年9月まで)により、申立人が申立期間に同社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、提出された給与明細書によると、厚生年金保険料の控除は昭和40年6月から行われており、同年5月の給与明細書には保険料控除額に係る記載は無いことが確認できることから、A社B支店の保険料控除は翌月控除であることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間②のうち、昭和40年4月及び41年8月の標準報酬月額については、給与明細書によると、40年4月は厚生年金保険料を給与から控除されておらず、41年8月は給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と申立期間③で認定した標準報酬月額が一致することから、いずれも記録を訂正する必要は認められない。

5 申立期間④については、申立人が提出したC社の給与明細書により、同社が昭和41年9月から49年10月まで98か月にわたり申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことは確認できる。

しかし、C社の保険料控除は翌月控除であることから、41年9月の給与から控除された厚生年金保険料は、同年8月の保険料であると考えられるところ、雇用保険の記録及び申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者記録(同年9月1日資格喪失。)から判断して、申立人のC社における同年8月の勤務実態は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の昭和41年9月の給与から控除された厚生年金保険料1か月分については、C社における厚生年金保険被保険者資格取得以前の被保険者でない期間に係る保険料であり、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は97か月となることから、同社における被保険者期間を98か月としてほしいとする申立人の申立てを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで

給与明細書に記載されているとおり、平成18年4月の厚生年金保険料は同年10月分の給与から控除されている。会社の担当者に確認したところ、同年4月の厚生年金保険料を控除したものの、社会保険事務所には納付しておらず、第三者委員会に申し立ててほしい旨の話があったので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のタイムカード及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間以前から同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書及びA社の賃金台帳により、平成18年4月の厚生年金保険料が同年10月分の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当時の給与事務担当者は、「入社当初は試用期間だと認識していたが、その後、申立人から正社員として入社した旨の話を聞き、平成18年10月になって同年4月の厚生年金保険料を給与から控除した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年10月分の給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主が平成18年5月1日を厚生年金保険の資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月1日から50年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年11月1日に、資格喪失日に係る記録を50年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を49年11月は7万6,000円、同年12月は11万円、50年1月は8万6,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月20日から50年6月16日まで

私は、昭和49年2月1日から50年8月21日までA社において転属すること無く勤務しており、ベニヤの加工や運搬の仕事をしていたが、申立期間である中間の記録が厚生年金保険の被保険者期間から抜けているので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和49年11月から50年8月分までの給与支払明細書により、申立人が申立期間のうち、昭和49年11月1日から50年5月1日までの期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書における保険料控除額から、昭和49年11月は7万6,000円、同年12月は11万円、50年1月は8万6,000円、同年2月は12万6,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出のいず

れの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年11月から50年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年9月20日から同年11月1日までの期間については、A社は昭和57年4月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会するも、いずれも申立人を覚えていないことなどから、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び証言が得られない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

また、申立期間のうち、昭和50年5月1日から同年6月16日までの期間については、申立人が提出した給与支払明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和49年9月20日から同年11月1日までの期間及び50年5月1日から同年6月16日の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年9月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から同年11月28日まで

私は、A社で3か月契約の臨時社員として3か月間勤務していた。厚生年金保険や健康保険の資格取得及び保険料控除については覚えが無いが、大手企業であるし、入社したら即、社会保険の資格取得手続きをしていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する退職者名簿に、申立人が昭和26年11月27日に退職したことを示す記載があることから、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

また、申立人は、「3か月契約の臨時社員としてA社で3か月間働いたが、契約を更新するには至らず同社を退職した。」と証言しているところ、申立人と同様に、同職種の臨時社員として勤務し、契約を更新されずに退職したとする同僚には被保険者記録が確認できる上、当時の同僚は、「A社では、臨時社員や正社員の区別にかかわらず、すべて入社時から厚生年金保険の被保険者であったと思う。」と証言していることから、申立人のみ、厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

によると、申立期間当時に被保険者記録の確認できる者の資格取得日の多くは1日付けであること及び申立人の証言から判断して、申立人の被保険者期間は、昭和26年9月1日から同年11月28日までとすることが妥当と考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年11月19日に、資格喪失日に係る記録を40年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 19 日から 40 年 3 月 19 日まで

私は、昭和 31 年 6 月 21 日に入社以来、61 年 10 月 15 日に退職するまで A 社に勤務していた。申立期間は同社 B 支店に勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事カードにより、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A健康保険組合は、「申立人については、申立期間を含めた被保険者記録が確認できる。」旨、回答している。

さらに、A社は、「申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われるが、当社のミスにより所要の届出を行っておらず、保険料も納付していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事カードの給与欄の記載及び昭和 40 年 3 月の社会保険事務所の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る社会保険事務所への資格の得喪に係る届出を行っていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和38年12月22日、資格喪失日は39年7月21日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月10日から36年10月31日まで
② 昭和38年ごろから39年ごろまで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、B社に勤務していた申立期間①については脱退手当金が支給されているため、厚生年金が支給されないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和38年ごろから39年ごろまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。私と同時期に同社に勤務していた夫に被保険者記録があるのに、私の記録が無いのは納得できないので、申立期間②についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が昭和38年12月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社における申立人の資格喪失時期については、これを確認できる関連資料は無いが、昭和39年3月21日に資格喪失している同僚が、「申立人は自分が退職した時にはまだ同社に勤務していた。」と証言しているとともに、申立人は、「同社と一緒に勤務していた夫の異動が決まった後に、夫より先に退職した。」としているところ、同年7月31日に資格喪失している申立人の

夫は、「妻は自分とあまり変わらない時期に退職した。」と証言している。

さらに、A社は、申立期間当時から給料の締日が毎月20日であったとしているところ、申立期間当時に被保険者記録がある同僚26人中12人が21日付け、2人が20日付けで資格喪失していることが確認できることから、同社においては給料の締日にあわせて、20日又は21日に退職する慣例があったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和38年12月22日、資格喪失日は39年7月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の記載及び同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和37年1月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①とその前後の被保険者期間とは別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、B社の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月31日の前後2年以内に資格喪失した者41人のうち、脱退手当金の支給要件の無い者及び短期間で次の事業所で資格取得している者22人を除く19人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、「退職時に事業所から脱退手当金制度の説明を受けた。」「事業所が請求手続を行ってくれた。」などと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月9日から同年5月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月9日に、資格喪失日に係る記録を同年5月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月ごろから同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間に勤務していたA社は、厚生年金保険の適用事業所台帳に見当たらないとのことであった。

しかし、私は、郷里の職業安定所で、A社は社会保険に加入しているからと紹介を受けて季節工員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるものの、A社の所在地と同じB県C市に所在する事業所における昭和40年2月9日資格取得、同年5月28日離職の記録が確認できる。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録がある8人に聴取した同社の業務内容は、申立人が記憶している同社の業務内容と一致しているとともに、このうち2人が申立人を記憶していることから、申立人が同社において季節工員として勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人及び当該同僚8人は、「A社の多数の作業員は、短期間の雇用である期間工員又は季節工員であった。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚8人のうち7人の被保険者期間は、2か月から4

か月までと短期間であることが確認できるとともに、当該同僚のほか、昭和39年12月から40年2月までに被保険者資格を取得している52人についても、その被保険者期間を確認したところ、3か月以内が15人、4か月以上6か月以内が21人、7か月以上9か月以内が5人で、10か月以上は11人であることが確認できることから、申立期間当時、同社では短期雇用の期間工員や季節工員であっても、厚生年金保険の資格取得手続を励行していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和40年2月9日から同年5月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人の申立てのとおり被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年10月1日に、資格喪失日に係る記録を52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から52年3月1日まで

私は、昭和49年ごろにB県から単身でC県に来て、A社に勤務した。その後、家族を呼び寄せ、50年10月からは息子も同社に勤務することとなった。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における被保険者記録が無いことが分かった。私より後に入社した息子には同社における被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無いというのはおかしいので、少なくとも、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ社宅に住んでいた同僚を含む複数の同僚が、申立人が申立期間にA社に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、当該複数の同僚は、「申立人は自分たちと同じ職種であった。また、正社員はA社の倒産後、親会社であるD社E支店に移籍した。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、A社の全喪により昭和52年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の大半は、同日付けでD社E支店において資格取得している上、申立人も同日付けで同社E支店において資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分の入社後に息子がA社に入社し、息子は自分と同じ職種であった。また、同社の倒産後は一緒にD社E支店に移った。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人の子は、A社において、昭和50年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社の全喪により52年3月1日に資格喪失するとともに、同日付けでD社E支店において資格取得していることが確認できる上、同社における健康保険整理番号は、申立人とその子は連番であることが確認できる。

加えて、申立人及び同僚は、「申立期間当時のA社の従業員数は、正社員と日雇い労働者等、合わせて約20人程度であった。」と証言しているところ、その人数は、社会保険事務所の記録により確認できる申立期間当時の同社における厚生年金保険被保険者数とおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、少なくとも昭和50年10月1日から52年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び昭和52年3月のD社E支店における資格取得時の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人の申立てのとおり被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和58年4月から59年3月までの期間は11万円、同年4月は13万4,000円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立期間 : 昭和58年4月1日から59年8月21日まで

私は、A社に昭和57年4月から59年8月まで勤務していた。社会保険庁の年金記録では、標準報酬月額がすべての期間9万8,000円となっている。

しかし、私の保管している給与明細書では昭和58年4月からは、総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額ともに9万8,000円よりも高いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和58年4月から59年3月までの期間は11万円、同年4月は13万4,000円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保

険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで

姉に将来のことを考えて国民年金に加入したほうがよいと勧められて、A市B区役所へ行って加入手続をした。その際、窓口で、過去へさかのぼって保険料をまとめて払えることと、さかのぼってまとめて払うと将来の年金受給に有利だと勧められたので、20歳までさかのぼり7年分ほどまとめて、その窓口で7万から8万円を支払った。

「ねんきん特別便」で未納期間があることを知ったが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び保険料をさかのぼって納付した時期について、保険料を7年間さかのぼって納付できる時期だったとするのみで、明確には覚えていないとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月ごろに払い出されており、申立人は、国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられる同年7月の時点において時効前であった期間(51年4月から53年3月まで)の保険料について、同年10月に過年度納付を行っているが、その記憶は無く、さかのぼってまとめて払ったのは1回のみであったとしていることから、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする記憶は、同年10月に行った過年度納付のことであった可能性がある。

さらに、申立人は、B区役所で国民年金の加入手続を行った際、さかのぼって保険料を納付できることを知り、その窓口において、7年分ほどの保険料を納付したとしているが、同区役所の窓口では特例納付に係る保険料の収納は行っていなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料として納付した金額は7万から8万円であったとしているが、申立期間の保険料を特例納付により実際に納付するのに必要な金額は34万円となることから、申立人の記憶とは大きく乖離^{かいり}する。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年9月まで

私は、昭和41年4月に結婚したが、この時に父から国民年金手帳を渡され、「国民年金に加入しているから入籍などが整うまでは保険料を納付しておく。」と言われたので、同年8月ぐらいまでは父がA町役場か農協で保険料を納付してくれていたはずである。

昭和41年9月ごろからは自分で保険料を納付するようになり、初めは月払いか3か月に1回ぐらいで納付していたが、その後は、夫の毎月の給料の中から年金分を取っておき1年分として納付していたはずであるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の国民年金被保険者資格取得手続及び婚姻前までの国民年金保険料の納付には関与していないとしていることから、これらを行ったとする申立人の父が申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から昭和38年4月ごろ行ったとみられる手続により、同年4月に被保険者資格を取得したことがうかがわれる。

また、申立人が所持する昭和38年4月に払い出された国民年金手帳の昭和38年度及び39年度の検認記録欄には、両年度の保険料が現年度納付されたことを示すA町の検認印が押されているが、社会保険庁の記録によると、38年11月から40年3月までの保険料については、申立人が厚生年金保険被保険者であったことなどから、同年6月に還付決定されたことが確認でき、この保険料が還付された期間については、申立人の婚姻前の期間であることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父が同年6月ごろ、さかのぼって申立人の被保険者資格の喪失手続を行ったものと推認される。

一方、申立人が申立期間の保険料を納付していたとするには、申立人の父が昭和40年6月ごろ行ったとみられる手続により、申立人は、申立期間においては、被保険者資格を喪失していたことから、改めて国民年金被保険者資格取得手続を行うことが必要であったところ、申立人の父が再度、被保険者資格取得手続を行ったことはうかがい知れず、申立人自身も婚姻後に手続を行ったとはしているが、この手続に関する記憶は明確ではない。

さらに、申立人が所持する上記国民年金手帳の被保険者資格欄の記載内容によると、申立人は昭和38年4月に強制加入により国民年金に加入し、同年11月に被保険者資格を喪失したととされている上、次の被保険者資格の取得時期は申立人が第3号被保険者となった61年4月とされており、申立人が申立期間において国民年金に加入(申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから任意加入。)していた形跡は見当たらず、これは社会保険庁の記録とも一致している。

加えて、申立人の父が昭和38年4月ごろ行ったとみられる国民年金被保険者資格取得手続に伴い払い出された当初の国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったと考えられ、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成元年3月まで

A市役所から私の国民年金に係る加入の案内が届き、私の母親が市役所へ行って加入手続きを行い、後から年金手帳が送付された。保険料は、2、3か月を1期として1万3,500円ずつ納付していたが、加入手続き後1、2回は同市役所の窓口で現金で納付して年金手帳に認印を押してもらい、その後は用紙が送られてきて、市役所から来た女性の集金人に保険料を支払うと同用紙に印を押してもらっていた。

年金手帳は就職した時、会社から提出するように言われて提出したが、退職時も返還はされず、現在所持している手帳に一本化されたと言われた。

領収印が押してある年金手帳は無いが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親によれば、申立期間の保険料の納付について、加入手続き後1、2回はA市役所の窓口で現金で納付し、その後は市役所から来ていた集金人に現金で納付していたとしている。しかしながら、同市では、当時、市役所の窓口で保険料の納付を行うことは不可能ではなかったものの、申立期間を通じて保険料の集金は行われていなかったことから、申立人の母親の申立期間の保険料の納付に係る記憶は、当時の同市の取扱いとは相違する。

また、申立人の母親は、申立期間においては、1回につき1万3,500円ずつ納付していたとしているが、2か月分なのか3か月分なのか記憶が明確ではない上、自身の分及び申立人の分とを併せて集金人に納付していたともしているが、申立人の母親は、申立期間は第3号被保険者であったため、保険料の納付

はあり得ず、その記憶は正確なものとは言えない。

さらに、申立人は、勤めていた会社に提出し返還されなかったとする申立期間当時の年金手帳には丸い領収印が押してあったとしているが、申立人が所持していた年金手帳は3制度共通の手帳であったと考えられるため、領収印を押す様式にはなっておらず、年金手帳に領収印を押すような取扱いは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成4年7月であり、このころ行ったとみられる国民年金被保険者資格取得手続により、申立人は、同年4月に国民年金被保険者資格を取得しているが、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は同年4月に初めて国民年金被保険者資格を取得したとみられ、申立期間においては国民年金には未加入であったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、20歳になったころから、私の姉夫婦が経営していたA市B区の事業所に住み込みで働いていた。その事業所で国民年金保険料を3か月ごとに300円を集金人に支払っていたことを記憶している。申立期間に係る国民年金手帳は紛失し、保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に関する記憶は無く、加入手続状況の詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和42年6月13日にA市B区で払い出されており、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付した記憶も無い。

さらに、申立人は、国民年金に加入した昭和36年4月から保険料を集金人に納付したとしているが、A市では、集金人（国民年金推進員）が戸別訪問を開始した37年11月以前は市又は公民館等での印紙検認方式による徴収方法を採っていたとしていることから、昭和36年度の保険料は集金人（国民年金推進員）に納付することはできず、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年11月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、55年4月から同年12月までの期間、56年4月から57年3月までの期間及び60年3月から平成10年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から49年11月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和55年4月から同年12月まで
④ 昭和56年4月から57年3月まで
⑤ 昭和60年3月から平成10年10月まで

婚姻した昭和43年ごろ、近くに住んでいた母親が国民年金の加入手続をしてくれた。その後2、3年は母親が私の分と一緒に保険料を納付してくれた。保険料が1か月当たり6,000円ぐらいになってから、自分で市役所の国民年金の窓口で納付した。また、母親から20万円ほどのお金を借りて、さかのぼって納付したこともある。平成3年からは子供の店を手伝って、子供と一緒に保険料を納付した。遅れながらも保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和49年11月12日に払い出されており、その資格取得日は同年12月19日とされていることから、このころ申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この資格取得日を基準とすると、任意加入被保険者は制度上、さかのぼって資格を取得できず、申立人は申立期間①

において国民年金未加入となり、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の母親について、社会保険庁の記録によると、国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号による納付記録を見ると、国民年金被保険者期間（昭和39年11月及び同年12月）は未納とされている。2回目に払い出された国民年金手帳記号番号は、その資格取得日を36年4月1日として50年10月30日に払い出されており、その納付記録を見ると、36年4月から60歳到達の前月の47年9月まですべて納付済みとされている。

このことから、この国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、国民年金被保険者期間すべての保険料は特例納付による納付であることが推測され、昭和43年ごろから申立人の母親が申立人の分と一緒に保険料を納付したとする申立人の主張とは相違する。

- 2 申立期間②から④までについては、申立人は、保険料月額が6,000円ぐらいになってから自分で納付したとしているが、申立期間②の保険料月額は1,100円、申立期間③は3,770円、申立期間④は4,500円であり、保険料月額6,000円に相当する時期は、昭和58年4月以降となるものの、申立人は57年4月から59年9月までの保険料について申請免除とされていることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人は申立人の母親から20万円ほど借り、保険料月額4,000円をさかのぼって納付したとしているが、納付時期、納付期間及び納付方法に関しての記憶は無い。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする保険料月額4,000円からすると、第3回特例納付を利用したものと考えられるが、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳には、特例納付の記録は無い上、第3回特例納付実施時期（昭和53年7月から55年6月まで）に、納付可能な申立期間は申立期間②のみであり、第3回特例納付実施期間内となる同年6月4日に納付した過年度保険料額（1万9,800円）と申立期間②を特例納付した場合の保険料額（1万2,000円）を一緒に納付したとすると3万1,800円となり、申立人が主張する20万円とは乖離^{かいり}する。

- 3 申立期間⑤については、申立人は、昭和59年2月20日にA市へ転居しており、申立人は、時期は不明であるが、厚生年金保険被保険者資格喪失後において同市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁及び同市の記録を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した60年3月1日以後に国民年金の資格取得手続を行った形跡は見当たらず、申立人には基礎年金番号が付番されていないことから、申立期間を含む同年3月から60歳到達時である平成17年6月までの期間は国民年金未加入となり、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、平成3年から、申立人の子と一緒に保険料を納付したと
しているが、納付場所や納付方法に係る記憶は無く、納付状況は不明である。

- 4 申立人が上記申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの期間、同年10月から平成元年12月までの期間、2年4月、同年12月、3年1月、同年3月から4年3月までの期間、同年7月及び同年10月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで
② 昭和61年10月から平成元年12月まで
③ 平成2年4月
④ 平成2年12月及び3年1月
⑤ 平成3年3月から4年3月まで
⑥ 平成4年7月
⑦ 平成4年10月から5年3月まで

私は、国民年金の保険料納付は国民の義務と考え、婚姻後は夫の分と一緒に、納付の苦しい時もあったが、納期管理を徹底し未納無く納付してきた。60歳を迎え、社会保険事務所で、未納期間があると聞き驚いている。領収書類は廃棄してしまい、納付を証明できるものは何も無いが、自分では未納期間は絶対あり得ないと思っているので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7回と多数回にわたる。

また、申立人は婚姻後の保険料納付については、夫婦二人分の保険料をA銀行B支店で納付したとしているが、申立人は、納付時期、納付金額、納付周期等の保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、申立人の夫も申立期間①、②及び③については未納とされている。

さらに、申立人は申立期間の未納保険料について、時効で納付ができないよ

うにならないために納期管理を徹底し、銀行で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の納付記録を見ると、申立期間④前後の納付日は、平成2年11月分は4年12月28日に、3年2月分は5年4月1日に、申立期間⑤後の平成4年度の納付済期間（5か月分）は、2回にわたって過年度納付（4月から6月までの分を平成6年4月26日納付、8月及び9月分を同年9月26日納付。）されており、これら過年度納付された期間において、1回当たりの納付月数は一定でなく、納付日は不定期であることが確認できる上、申立期間③、④及び⑥に比べ、申立期間⑤は13か月、申立期間⑦は6か月と長期間であることから、必ずしも未納期間の保険料の納付について納期管理が徹底されていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が納付したとする当時は、OCR（光学式文字読取装置）による領収済通知書の入力等、社会保険事務所における過年度保険料の収納業務が既に機械化されており、銀行で納付した保険料が多数回にわたり、記録が欠落する可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立期間において申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年3月まで

私は、兄、姉と家業を手伝い、給与をもらっていた。母親は子供が20歳になると国民年金に加入して保険料を納付していると話していた。兄は20歳から納付しており、姉は昭和36年4月からの納付記録がある。私だけが24歳で加入していることはあり得ない。兄は母親が私の加入手続を遅れてすることは無いと言っており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付はその母親が行ったとしており、申立人は関与しておらず、母親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年7月11日である。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が居住していたA市で、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、申立人は51年12月まで同市から転出したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和47年7月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった42年12月にさかのぼって資格取得（後日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、資格取得を43年12月に訂正。）したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、その母親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人は、その当時の保険料納付に関与しておらず、申立期間当時に申立人及びその母親と同居していた申立人の兄及び姉に聴取しても、母親が申立人の保険料を納付していたはずであるとするのみで、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び5年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで
② 平成5年12月から7年3月まで

申立期間①は、母親が平成3年3月ごろにA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。受付の時に女性職員から、2年前までさかのぼって保険料を納付することができると言われたので、B信用金庫の普通預金から23万円ぐらいを引き出して同市役所で納付した。また、申立期間②は、母親が毎月納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は平成3年5月ごろに行われたものと推認され、同年3月ごろに加入手続したとする申立人及びその母親の説明とほぼ一致する。

しかし、申立期間①の当時は、申立人は学生で任意加入の対象者であったため、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、制度改正により学生が強制適用とされた平成3年4月に第1号被保険者として資格を取得している。このため、申立期間①は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は、申立期間①の保険料は23万5,200円(月額9,800円×24か月)であったと記憶しているが、申立期間①の保険料は月額8,000円及び8,400円であり、申立人の母親の記憶と相違する。

2 申立期間②について、申立人の母親は、申立人は平成5年12月に国民年

金の資格を再取得した記録になっているので、その当時に加入しており、納付書が送付されれば納付していたはずであるとするのみであり、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶は無い。

また、申立人が平成5年12月に国民年金に加入していたのであれば、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が施行された9年1月に国民年金手帳記号番号で付番されることになるが、申立人の基礎年金番号は同年4月に厚生年金保険の記号番号で付番されている。このことから、申立人は、5年7月の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金の資格喪失以降、9年4月まで再取得の手続を行っておらず、同年4月の再取得の手続の時点で、直近の加入制度である厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されたものと考えられる。このため、申立期間②の当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、未加入者に納付書が発行されることは無いことから、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間②の直後の平成7年度の国民年金保険料が平成9年5月に、8年度の保険料が9年4月に納付されたことが記録されている。このことから、申立人の国民年金の再加入手続が同年4月に行われ、それ以前にさかのぼって未納保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金の再加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間②のうち、平成7年3月の保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、申立人の母親は、その直後の平成7年度の保険料を過年度納付したことについての記憶が無いなど、当該1か月の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 3 月 31 日まで指導員としてA社に勤務していたが、同年 3 月の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録及びA社の人事発令書により、昭和 52 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(以下「確認通知書」という。)によれば、申立人は昭和 52 年 3 月 30 日退職、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を翌日 31 日として届出されていることが確認できる。

また、申立人と同日に退職した同僚 6 人も、確認通知書により、申立人と同様の取扱いとなっていることが確認できることから、申立期間当時、A社では、月末退職者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を月末として、社会保険事務所に届出の手続を行っていたものと認められる。

さらに、平成 17 年度以降にA社を退職した 42 人のうち、月末に退職した 4 人について、退職月における厚生年金保険料の控除の有無を給与明細書により調査したところ、いずれの退職者も退職月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1675

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 11 月 26 日まで
私は、社会保険事務所からA社の全喪に当たり、同社の代表取締役としてこれまでの滞納保険料について責任を取るよう求められて、自らの標準報酬月額の減額に同意し、妻(役員)がこの届出の手続を行った。
しかし、その際に減額の期間やその金額について説明は無く、また、当該届出書の控えも受領していないので、納得できない。
申立期間に係る標準報酬月額は、当時の報酬月額に見合ったものではないので、報酬月額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成12年11月26日に厚生年金保険の適用事業所を全喪していることが確認できるとともに、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、全喪後の13年1月11日に当初記録されていた38万円(11年5月から12年6月まで)及び50万円(同年7月から同年10月まで)がいずれも15万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できるところ、社会保険事務所から、適用事業所を全喪するに当たり、これまでの滞納保険料について納付勧奨を受け、保険料の滞納を解消する手段として自らの標準報酬月額の減額に同意したと証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 3 月ごろまで

私は、中学校卒業後、公共職業安定所の紹介でA社に入社した。従業員は、社長を含め 10 人から 15 人程度で、私はその中の 3、4 人と一緒に住み込みで働き、鋳物の掘り出しや製品のバリ取りをしていた。

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 31 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 4 月ごろから同年 7 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社が適用事業所となった昭和 31 年 8 月 1 日以降の申立期間に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 3 人は、申立人を記憶していないと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が適用事業所となった昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 5 月 5 日までの間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号(*番から*番)に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、事業主及びその妻(社会保険事務を担当)は既に死亡しているため、証言を得ることができない上、A社は昭和 40 年 8 月 20 日に全喪しており、人事記録や賃金台帳等を確認することもできない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月ごろから22年9月ごろまで

私は、昭和20年9月ごろから22年9月ごろまでの間、A社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において勤務していたとする事業所の名称及び勤務場所等についての記憶が不明瞭であり、当該事業所を特定することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所であるA社(類似名称の事業所を含む。)のうち、7事業所は申立人が通勤可能であったと思われる地域に所在している。

しかし、このうち6事業所については、昭和26年7月以降に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となった事業所については、事業内容が申立人の申立内容と相違する上、申立期間は、同事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶が無い上、当該控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

〔A社B支店における12か月から16か月くらい、同社C支店における7か月から8か月くらい〕

私は、昭和54年4月から57年3月までの間に、A社のB支店とC支店に勤務した。それぞれの営業所での上司や同僚の名前を覚えている。B支店勤務時には健康保険証を使った覚えと、同僚に自分の健康保険証を見せた明確な記憶がある。給与明細書は保管していないが、社会保険料が控除されているのを毎月確認していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社B支店及び同社C支店に勤務していたことは、同僚の証言等から推認できる。

しかし、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人及び同僚が記憶（姓のみ）している同僚25人のうち、3人については、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓の者が見当たらないことから、同社では、必ずしもすべての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させてはいなかったことがうかがえる。

さらに、A社は平成13年に廃業しており、事業主も、「申立期間当時の資料は無く、社会保険事務について自分には分からない。」としているため、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人は、A社における勤務期間についての記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 20 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は、高校卒業直後の昭和 32 年 4 月に A 社へ入社した。私は同社の事業主の息子であり、二代目として将来を約束されていたので、5 年間も厚生年金保険に加入しないはずが無い。私の「取得年月日」が同年 4 月 20 日と記載された事業主のメモがあり、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと思うので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社への入社の際に係る申立人の証言内容及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立ての根拠として提出し、申立人の「取得年月日」が昭和 32 年 4 月 20 日と記載されている事業主のメモに名前のある 31 人のうち 6 人（うち申立人が記憶しているのは 4 人）は A 社での厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、メモに記載されている「取得年月日」と同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が一致している者は 1 人のみである。

また、申立期間に A 社で厚生年金保険被保険者記録があり連絡のついた 2 人は、いずれも本人が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期には差異があり、同社は必ずしもすべての従業員について、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させてはいなかったと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載された資格取得年月日は厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得年月日と同じ昭和 37 年 10 月 1 日であり、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証に記載された「年」の記載が不明確な取得年月日も同日

であると考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1680

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、平成 8 年 8 月から 9 年 7 月までの標準報酬月額が 11 万 8,000 円、同年 8 月から 10 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、当時の給与額は 26 万円ぐらいであった。
社会保険料の滞納はあったが、給与額と違うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたことが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 10 年 7 月 31 日）より後の同年 8 月 21 日付けで、8 年 8 月から 9 年 7 月までは 11 万 8,000 円、同年 8 月から 10 年 6 月までは 9 万 8,000 円に遡^{そきゆう}及して訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿によると、申立人が申立期間においてA社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、自らが同社の社会保険事務執行者であったと認めている。

また、申立人は、当時、社会保険料を滞納していたが、当時の資料は火事で焼失しており、社会保険事務所での対応など具体的には覚えていないと主張しているところ、当時の資料は無く、厚生年金保険の取扱いを確認できないが、当時の顧問税理士事務所の職員は、「社会保険事務所への届出は代表取締役である申立人が行っていた。」としていることから、申立人の同意を得ずに社会保険事務所が標準報酬月額の訂正処理を行ったとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の訂正に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理を執行できる権限を有する立場にあったと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 10 日に A 社に入社した。バブル時期で会社は急成長していた。毎年の昇給も順調だった。社会保険事務所の記録では、1 か月だけ標準報酬月額が下がっているのは納得できない。申立期間について、標準報酬月額が低く記録されているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る標準報酬月額の記録が、昭和 46 年 6 月の資格取得時に 4 万 5,000 円であったのに、その 4 か月後の同年 10 月が 3 万 9,000 円に改定されていることは、当時給与が毎年昇給していた時期には考えられないとして、標準報酬月額の訂正を申し立てている。

しかし、A 社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないとしており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無く、当該被保険者名簿の標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人と同日（昭和 46 年 6 月 10 日）に被保険者資格を取得した同僚は、申立人と同様に同年 10 月の標準報酬月額が減額改定されていることが確認できるものの、当該同僚とは連絡がつかず詳細は不明である。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月から23年7月まで

3歳くらい年上の女性に誘われてA社に採用された。当時は月給制で、7月と12月の5日に賞与の支給があった。在職中に母が死亡し、同社など5か所から香典をもらった記憶がある。同社では庶務などの事務職をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい

第3 委員会の判断の理由

A社を承継するB社によれば、昭和26年以降の資料の保存はあるが、それ以前の資料は無いとしており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できるところ、同社と所在地が異なる同社の修繕工場は厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、当該修繕工場の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、申立人の就職をA社に紹介した同僚は、既に死亡しており、申立ての事実を裏付ける周辺事情を調査できない上、当該同僚には、旧国家公務員共済組合法（年金）が実施された昭和24年10月1日から共済組合の年金記録があり、当該同僚は公務員であったと認められるところ、申立期間について当該同僚には、同社における厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1683

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月20日から平成元年10月1日まで

私は、昭和54年にA社に入社したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成元年10月1日とされている。

A社は、昭和57年7月26日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているため、同日以前の被保険者記録が無いのは仕方がないが、私は新規適用日前から同社に勤務しており、新規適用日から平成元年まで7年間も被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和54年4月から勤務していたとするA社の在職証明書及び複数の同僚の証言から判断して、申立人は、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった57年7月より前から同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和55年4月から平成元年9月まで国民年金の被保険者であるとともに、当該期間のうち、昭和55年4月から58年6月までの期間及び59年4月から平成元年9月までの期間については国民年金保険料を納付し、昭和58年7月から59年3月までは免除申請していたことが確認できるところ、申立期間当時にA社の経理担当者であった者は、「申立期間当時、申立人が社会保険の被保険者となっていなかったことが分かったため、手続するように勧めたが、断られた覚えがある。また、申立人が国民年金に加入していたことを知っていたので、給与計算の際には、給与から社会保険料を控除していなかったと思う。」としている。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月5日から57年11月1日まで

私は、A社がタンクローリーを2台購入し、運転手を探しているという話を聞き、同社に応募した。昭和56年11月に入社した後、57年10月末に退職するまで同僚1人と共に専属でB社の仕事をし、1年余り勤務をしたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時、子供も幼かったので、保険証もすぐに受け取った記憶がある。保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している3人の同僚のうち2人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、同社の同僚及び取引先関係者の証言などから判断して、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が記憶している3人の同僚のうち、申立人と同じタンクローリーの運転手であった者については、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社の前後の事業所については記録がある一方、同社については雇用保険の記録は確認できない。

さらに、A社は、昭和46年5月1日に厚生年金基金に加入しているが、申立人に係る厚生年金基金の加入記録は確認できない。

加えて、申立人はB社の業務を専属で行っていたとしていることから、同社の厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人の被保険者記録は

見当たらない。

このほか、A社には関連資料も残っておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から45年6月1日まで

私は、昭和43年夏から5、6か月入院し、健康保険証を使用した記憶があり、厚生年金保険被保険者資格を取得していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和42年12月1日に資格を取得していることから、申立期間の一部についてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、同社における厚生年金保険の手続の状況について、「申立期間当時は、従業員の中で給与から厚生年金保険料を控除されるより、その分給与額が多くて、被保険者資格を取得しないほうが良いという者が多かったので、入社時から厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった。」と回答している。

また、A社の複数の同僚は、いずれも入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得したと証言している。

さらに、申立人は、「昭和43年夏から5、6か月間病気で入院し、傷病手当金を郵便局に取りに行った。」と主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が主張する期間には傷病手当金の支給記録は無く、申立期間後の45年6月から同年10月までの5か月間において傷病手当金の支給記録が確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者番号払出日は昭和45年6月1日であり、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月20日から39年2月1日まで
② 昭和40年4月21日から44年8月21日まで

私は、脱退手当金の制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、同請求書を昭和44年9月9日に受理、同年10月27日に支給決定し、同年11月21日に隔地払いにより支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1687 (事案 909 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 42 年 2 月 22 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金を受給していることとなっているが、受け取った覚えが無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 2 月 5 日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、平成元年 5 月に社会保険事務所の窓口で年金記録を確認した際に、対応者から得た「年金は残っています。」との回答と矛盾していることに納得がいかないため、再度、明確な調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、また、同僚の記録により、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、平成元年 5 月に社会保険事務所の窓口で年金記録を確認した際、対応した担当者が言った「年金は残っています。」という内容と矛盾していると主張しているところ、社会保険事務所には、当時のやりとりや担当者について確認できる資料等は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月5日から34年8月30日まで
ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として受給しており、年金額の計算には算入されないとのことであった。
しかしながら、私は、申立期間について脱退手当金の請求手続を行った記憶は全く無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 8 日から 41 年 7 月 9 日まで

社会保険事務所では、脱退手当金を受給していると言われた。昭和 42 年 2 月は結婚前で実家にいて、脱退手当金の手続方法も知らなかった。脱退手当金を受け取ったという証拠を見せてもらえば、納得できるが、私は脱退手当金の請求手続をしたり、受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 42 年 2 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 21 日から 39 年 2 月 1 日まで
ねんきん特別便が届き、A社B本社に勤めていた期間が脱退手当金を受給した期間とされていることを知り驚いている。
脱退手当金は受け取っていないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年2月の前後2年以内に資格喪失した者11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、事業所は脱退手当金の説明を行っていたと思うと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から42年3月17日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みのため、厚生年金の支給対象期間に算入されないとの回答であった。
しかし、私は、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書等によると、社会保険事務所は、申立人が申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後の昭和42年5月4日に脱退手当金裁定請求書を受領し、同年5月24日に支給決定、同年6月1日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1692

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月16日から42年 6 月 1 日まで
私は申立期間についてA社に勤務していた。同社を退職する際に脱退手当金を請求したことも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において昭和38年3月1日から48年4月1日までの期間に資格喪失した者106人のうち(申立人を含む。)女性24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格者9人のうち4人に脱退手当金の支給記録が確認でき、4人全員について資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、事業所名称欄にA社の社名印が押されており、同社の事務担当者は、申立期間前後において結婚退職者に脱退手当金の説明及び受給手続を行っていたが、受取はしていなかった旨、証言している。

さらに、A社において脱退手当金を受給したと回答をした同僚は、会社が手続を行い、自らが社会保険事務所で受け取った旨、証言している。

以上のことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。